

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 18 条)

令和 5 年 5 月 8 日改正

以下法令上の基準となります。病状により医師の指示がある場合はそれに従い、その旨を学校にご連絡ください。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペストマールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群※1、中東呼吸器症候群※2 特定鳥インフルエンザ※3 <small>※1 病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。 ※2 病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※3 感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。</small>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 <small>（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</small>	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患		
溶連菌感染症 A 型肝炎、B 型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症）	など	全身状態が悪いときや、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）